

# 知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その 32）

—アップル vs サムスン 知財高裁 損害賠償請求事件—



会員 ソフトウェア委員会 **種村 一幸**

## 要 約

本稿では、アップルとサムスンの間で行われている特許権侵害訴訟のうち、メディア情報のシンクロ技術に関する特許権侵害訴訟の東京地裁及び知財高裁の判例について、その概要を紹介する。

### 目次

1. 判決の要約
2. 事案の概要
3. 被告製品
4. 本願発明の内容
5. 原審の争点及び地裁の判断
6. 知財高裁の判断
7. 考察

### 1. 判決の要約

- (1) 事件番号：知財高裁平成 24 年(ネ)第 10084 号  
(原審：東京地裁平成 23 年(ワ)第 27941 号)
- (2) 原告：アップル インコーポレイテッド
- (3) 被告：日本サムスン株式会社他 1 社
- (4) 事件内容：被告各製品を輸入、販売等する行為が、特許第 4204977 号に基づく間接侵害に該当するか否かが争われた。
- (5) 原審判決：原告の請求を棄却
- (6) 高裁判決：控訴を棄却

### 2. 事案の概要

本件は、間接侵害に基づく損害賠償請求を棄却する旨の原判決に対する控訴審であるが、知財高裁は控訴を棄却した。

### 3. 被告製品

- (1) 製品の名称：GALAXY S SC-02B 等の 8 機種
- (2) 本件特許に対応する被告製品の動作：被告各製品は、「Kies」というソフトをインストールしたパーソナルコンピュータとの間で、楽曲ファイルのファイル名及びファイルサイズの一致・不一致を判定してシンク

ロの有無の判断を行う。

### 4. 本願発明の内容

- (1) 発明の名称：メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作（方法発明）
- (2) 発明の概要：メディアプレーヤー 102 がパーソナルコンピュータ 104 に接続されたことが検出されると、両者のメディア情報の一致・不一致が判断され、不一致である場合にシンクロが実行される。

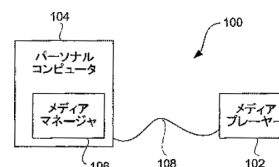


FIG. 1

- (3) 本件発明 1（請求項 11）に係る構成要件は、以下のとおりであり、構成要件 E1、F1 及び G1 の充足性が争われた。

- A 1：メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法であって、
- B 1：前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、
- C 1：前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、
- D 1：前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、
- E 1：前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報は、前記メディアプレーヤーにより再生可能なコンテンツの 1 つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの属性として少なくともタイトル名、アーティスト名および品質上の特

徴を備えており、

F1：該品質上の特徴には、ビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも1つが含まれており、

G1：前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とを比較して両者の一致・不一致を判定し、両者が不一致の場合に、両者が一致するように、前記メディアコンテンツのシンクロを行なう方法。

## 5. 原審の争点及び地裁の判断

(1) 「メディア情報」(構成要件E1, G1)の解釈

(ア) 原告の主張：本件発明の「メディア情報」には、当然に「ファイルサイズ」が含まれる。また、「ファイルサイズ」は、「メディア情報」の例として本件明細書等に明示されている総時間及びビットレートに密接かつ直接に関係する情報であるため、音楽ファイルのファイルサイズも「メディア情報」に該当する。

(イ) 地裁の判断：本件発明は、従前のデータファイル等の一般的なファイルについて用いられていたファイル名や更新日などの情報の比較によるシンクロ方法には、シンクロが必要か否かの判定についての信頼性に課題があり、また、その処理が遅く非効率であったことから、特にメディアファイルについて、そのような課題を克服し、効率的でインテリジェントなシンクロを実現するために、上記のような一般的なファイルに備わるファイル情報ではなく、タイトル名、アーティスト名などの属性、あるいは、ビットレート、サンプルレート、総時間などの品質上の特徴という「メディア情報」に着目し、そのような「メディア情報」の比較に基づいて、メディアアイテムをシンクロする方法を採用した発明である、と認められる。また、請求項及び明細書においては、「ファイル情報」と記載することなく、あえて「メディア情報」と記載している。

明細書の記載から、本件発明における「メディア情報」とは、一般的なファイル情報の全てを包含するものではなく、音楽、映像、画像等のメディアアイテムに関する種々の情報のうち、メディアアイテムに特有の情報を意味するものと解するのが相当である。また、本件発明における「メディア情報」は、メディアアイテムに特有の情報を意味すると解され、通常の

ファイルに一般的に備わっている情報項目であるファイルサイズは、この「メディア情報」には該当しない。

さらに、ファイルサイズと総時間とは、前者が通常の情報ファイルに一般的に備わる情報項目であるのに対し、後者はメディアアイテムに特有の情報項目であるという、本件発明の意義に照らして有意な差異があるのであるから、単に技術的に相違がないことを理由としてファイルサイズと総時間とを同視できるわけではないことは明らかである。

(2) 「総時間」による比較(構成要件F1)の充足性

(ア) 原告の主張：被告各製品及びパーソナルコンピュータは、本件発明の「メディア情報」の一種である「品質上の特徴」に含まれる「総時間」を比較して、メディアアイテムのシンクロ処理をしている。

(イ) 地裁の判断：乙号証の証拠によれば、ファイル名とファイルサイズを用いて、それぞれの音楽ファイルの一致・不一致を判定しているものであって、タイトル名、アーティスト名及び総時間の比較を行っておらず、音楽ファイルのタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴である総時間の全てが異なっても、ファイル名及びファイルサイズが同一である限り、音楽ファイルのシンクロが行われなことが認められる。

一方、甲号証の証拠を一見すると、被告各製品が、パーソナルコンピュータとの間でシンクロを行う際、メディアアイテムのタイトル名、アーティスト名及び総時間を比較しているようにみえる。しかし、上記各甲号証のテストで用いられたタイトル名、アーティスト名又は総時間が異なるメディアファイルについて、それぞれのファイルサイズが同一であることは何ら示されていない。

よって、被告方法において、「総時間」の比較によってメディアアイテムのシンクロがされているとの原告の主張は採用することができない。

(3) 「および」(構成要件F1)の解釈

(ア) 原告の主張：実施形態には、メディア情報の全ての情報が比較される必要がないことが明記されているため、シンクロを行うべきか否かを判断する際に、「メディア情報」に最低限含まれるタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てが比較されることは前提とされていない。

(イ) 地裁の判断：明細書では、「・・・例えばメディアアイテム(例えば曲を表すオーディオファイル)は、曲目、アルバム名、および/またはアークス

ト名のような・・・」と「または」の文言が用いられている。しかし、本件発明の特許請求の範囲の記載からは、構成要件 G1 及び G2 におけるメディア情報の比較は、「メディア情報」に最低限含まれるタイトル名、アーティスト名および品質上の特徴の全ての比較を要求していることが一義的に明らかであるから、原告が指摘するような本件明細書等の記載をもって、特許請求の範囲の文言を無視して、同文言を別異に解釈しなければならないものではない。

## 6. 知財高裁の判断

(1) 原判決の認定判断を支持し、控訴人の請求は理由がない。

(2) 「メディア情報」(構成要件 E1, G1) の解釈

明細書において、「メディアアイテムが有するファイル情報」などの用語ではなく、あえて「メディア情報」の用語が用いられ、しかも、その用語は、「メディア情報は、メディアアイテムの特徴または属性に関する」などと、メディアアイテムに関連付けて表現されていることが認められるから、本件発明における「メディア情報」とは、一般的なファイル情報の全てを包含するものではなく、音楽、映像、画像等のメディアアイテムに関する種々の情報のうち、メディアアイテムに特有の情報を意味するものと解するのが相当である。

(3) 「および」(構成要件 F1) の解釈

明細書には、「具体的には、もしそのメディア属性が

充分に一致するなら、メディアプレーヤー上のメディアアイテムは、ホストコンピュータ上にあるものと同じメディアアイテムであるとみなされえる。」との記載に続いて、「メディア属性の例には、タイトル、アルバム、トラック、アーティスト、作曲家およびジャンルが含まれる。・・・」と記載されている。そして、「もし上述のメディアプレーヤー上のメディアアイテムに関するメディア属性が、ホストコンピュータ上のメディアアイテムに関する同じメディア属性に全て一致するなら、異なるデバイス上に記憶された2つのメディアアイテムは、さらなる属性または特徴がこれらのメディアアイテムが互いに完全な複製でない」と判定されえるとしても、同一であるとみなされえる。」との記載がある。このように、明細書の記載をみても、特許請求の範囲の記載からの前記解釈は裏付けられる。

## 7. 考察

原審においては、明細書に記載の課題から発明の目的(本質)を認定し、その認定した発明の目的に沿って用語の意義を解釈しており、このような意味において、合理的な用語解釈であると思われる。また、知財高裁もこの原審の判断を追認している。そのため、明細書の記載にあたっては、課題の記載が権利侵害の場面で用語解釈に影響を与えることを十分に考慮することが必要である。

(原稿受領 2013. 9. 20)

